

答申第 270 号（諮問第 280 号）

「別紙の通りに、群馬県と学校法人〇〇及びウクライナ避難民加えて前橋市に関係するウクライナ支援に係わる全ての事象について、令和4年2月24日より今日に至る迄の間、その情報の公開を求める。」の公文書開示決定等（外1件）に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和6年8月22日付けで、「別紙の通りに、群馬県と学校法人〇〇及びウクライナ避難民加えて前橋市に関係するウクライナ支援に係わる全ての事象について、令和4年2月24日より今日に至る迄の間、その情報の公開を求める。」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示決定期間の延長

実施機関は、令和6年9月3日付けで、条例第19条第3項の規定に基づき、本件請求について開示決定等の期間を延長し、公文書の相当部分については令和6年9月30日までに、残りの公文書については令和6年12月31日までに、それぞれ開示決定等を行うこととし、その理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（条例第19条第3項を適用する理由）

開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して59日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、別表1（あ）欄の請求に係る公文書を別表1（い）欄に記載の公文書と特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、私学・青少年課が所管する公文書について、令和6年9月30日付けで、公文書開示決定（以下「本件処分1」という。）及び公文書部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ請求人に通知した。

また本件請求のうち、別表1（あ）欄の請求に係る公文書を保有していない部分については、私学・青少年課が所管する公文書について令和6年9月30日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分3」という。）を行うとともに、秘書課が所管する公文書については令和6年10月8日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分4」という。以下本件処分1ないし本件処分4を併せて「本件各処分」という。）を行い、それぞれ請求人に通知した。

本件各処分のうち、本件処分2の一部を開示しない部分及び理由並びに本件処

分3及び本件処分4の全部を開示しない理由は、別表1（う）及び（え）欄に記載のとおりである。

なお私学・青少年課は、本件処分1ないし本件処分3に係る内容以外の本件請求のうち、同課が所管する部分について、令和6年12月27日付けで公文書部分開示決定等（以下「後行処分等」という。）を行っている。

4 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として、令和7年1月1日付けで審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、本件処分1ないし本件処分3に係る弁明書を令和7年3月26日付けで、また本件処分4に係る弁明書を同年3月21日付けでそれぞれ作成し、その副本を請求人に送付した。

6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和7年5月16日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

7 審査手続の併合

本件各審査請求について、同一の請求人によるものであり、審査の対象及び争点が共通していることから、行政不服審査法第9条第3項により読み替えて適用する同法第39条に基づき、本件各審査請求に係る審理手続の併合を行った。

8 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和7年11月6日、本件各審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

9 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和7年12月6日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

なお当該意見書において、実施機関に対する口頭説明への参加又は傍聴の申立てがあったが、条例第34条の規定により審査会の調査審議は非公開とされているため、令和8年2月13日付けで、これに応じることができない旨を通

知した。

第3 争点

- ・ 本件処分1における公文書の特定が妥当であるか。
- ・ 本件処分2において、別表1（う）欄に記載の部分が、別表（え）欄に記載の不開示理由に該当するとして行われた部分開示決定が妥当であるか。
- ・ 本件処分3及び本件処分4において、公文書が不存在であるとして行われた不開示決定が妥当であるか。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

（1）審査請求の趣旨

令和6年8月22日付けで申請の行政情報公開請求者の申請の趣旨に対し、群馬県の現時点での回答は、質問内容に関してではなく、敢えて、無回答・非公開・的を外した回答となっており、記録の有無に対する信頼性も薄い。よって、今後、必要に応じて予定される法廷での判断資料を満たす合理的必要性があると考え、必要な情報を得る為に不服を申請する。

（2）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね別表2（A）欄のとおりである。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明によると、おおむね別表2（B）欄のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「別紙の通りに、群馬県と学校法人〇〇及びウクライナ避難民加えて前橋市に関係するウクライナ支援に係わる全ての事象について、令和4年2月24日より今日に至る迄の間、その情報の公開を求める。」である。実施機関は、本件請求が広範かつ多数の項目に及ぶことから、条例第19条第3項の規定に基づき開示決定等の期間を延長した上で、請求項目ごとに順次、開示決定等を行うこととし、別表1（あ）欄の請求について、本件各処分を行った。

これに対し、請求人は、本件各処分を不服とし、その取消しを求めている。そこで、審査会において当事者の主張内容を踏まえ、以下、本件各処分の妥当性について検討する。

なお、請求人及び実施機関は、学校教育法第127条第3号について「第3項」と記載しているが、これは同条第3号を指すものと解されるため、以下これを前提に判断する。

2 本件処分1に係る公文書の特定の妥当性について

(1) 特定した公文書

実施機関は、別表1（あ）欄の請求内容の記載を踏まえ、学校法人〇〇（以下「本件法人」という。）に対する行政指導に係る起案文書を本件請求に係る公文書として特定した。当該文書は、本件法人に対して、学校教育法の趣旨に鑑み、実施機関が本件法人に対して通知した、運営改善に関する計画の作成及び提出を求める旨の起案文書である。

また実施機関は審査手続の過程において、後行処分等において開示した知事協議資料についても、当該請求に係る文書に該当するとして特定している。当該文書は、行政指導を行う方針を決定するまでの過程において担当課が群馬県知事と協議を行った際に用いられた資料である。

(2) 特定の妥当性について

請求人は、行政指導に至る経緯や判断過程が明らかにされておらず、実施機関が特定した公文書のみでは請求内容との対応関係が不明確であり、情報公開の趣旨に反する旨を主張していると解される。

審査会において確認したところ、本件における行政指導は、知事と担当課との協議及び内部決裁を経て行われたものであり、これらの過程を示す公文書として、本件法人に対する行政指導に係る起案文書及び知事協議資料を特定したことは相当であると認められる。またこれら以外に、本件請求の趣旨に照らし、別途特定すべき公文書が作成又は取得され、実施機関において保有されていると認めるに足りる具体的事情は見当たらない。

なお、本件処分1の決定時において、知事協議資料は特定されておらず、審査請求に係る手続の過程において新たに請求に係る公文書として特定されたものである。その経過をみると、本件請求が多数の請求項目に及ぶものであり、条例第19条第3項に基づく特例延長の下、請求項目ごとに段階的な処理が行われる中で、後に処理された請求項目に係る決定において、当該文書が本件請求に係る公文書として特定され、実際に部分開示決定が行われている。

このような経過を踏まえると、本件処分1の決定時において一部の公文書について特定が及んでいなかったことをもって、実施機関の公文書の探索又は特定が直ちに不合理であったと評価すべき事情までは認められない。

以上のことから、実施機関が別表1（い）欄に記載の公文書をもって本件請求に係る公文書として特定したことは相当であり、本件処分1における公文書の特定は妥当であると認められる。

3 本件処分2に係る不開示情報の該当性について

(1) 特定した公文書

実施機関は、別表1(あ)欄の請求内容を踏まえ、NGO 法人〇〇(以下「同団体」という。)が実施機関を訪問した際に作成された打合せに係る記録を、本件請求に係る公文書として特定した。同団体は、本件法人が運営する日本語学校(以下「本件学校」という。)に通うウクライナ避難民生徒への支援を目的として活動する団体である。

実施機関は、当該公文書のうち、個人の電話番号及びウクライナ避難民生徒の発言について、特定の個人を識別することができる情報であり、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第14条第2号に該当するとして不開示としている。また、同団体がウクライナ避難民生徒から提供を受けた情報及び同団体に関する情報については、同団体にとって開示を前提としていない情報であり、公にすることにより同団体の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第14条第3号に該当するとして不開示としている。

そこで当該公文書の内容を踏まえ、以下、各不開示情報の該当性について検討する。

(2) 不開示情報に係る条例の定めについて

ア 個人に関する情報について

条例第14条第2号では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

また同号ただし書では、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ハ 公務員の職務の遂行に関する情報」については、同号本文に該当する場合であっても、開示すべきことを定めている。

イ 法人等事業情報について

条例第14条第3号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情

報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示情報として定めている。

また同号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号イ又はロに該当する場合であっても、開示すべきことを定めている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 個人の電話番号について

個人の電話番号は、特定の個人に割り当てられる連絡先に関する情報であり、当該番号自体が個人に関する情報であるとともに、当該番号を通じて当該個人を識別し得る性質を有するものである。また、当該情報が公にされた場合、当該個人に対する不特定多数からの連絡や迷惑行為その他の私生活の平穏を害する事態を招くおそれがあり、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は特定の個人を識別することができる情報であり、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第14条第2号に該当するものと認められる。また、同号ただし書に該当する特段の事情も認められないことから、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

イ ウクライナ避難民生徒の発言

ウクライナ避難民生徒の発言は、当該生徒が置かれた当時の状況や心情に関する具体的な内容を含むものである。

これらの情報は、それ自体からは特定の個人を識別することができないものの、その性質上、当該生徒の状況や内心に深く関わる情報であり、一般に他人に知られたくないものといえる。また、これを公にした場合には、当該生徒のプライバシーを侵害し、精神的苦痛その他の不利益を及ぼすおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第14条第2号に該当するものと認められる。また、同号ただし書に該当する特段の事情も認められないことから、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

ウ 同団体がウクライナ避難民生徒から提供を受けた情報

同団体がウクライナ避難民生徒から提供を受けた情報は、同団体が活動の過程において、当該生徒からのヒアリングにより把握した当時の状況や心情等に関する内容を含むものである。

これらの情報は、同団体がウクライナ避難民生徒との信頼関係に基づき取得したものであり、当該情報が公にされた場合には、同団体に対する信頼が損なわれ、今後同様の情報提供を受けることが困難となるおそれがある。

る。このことは、同団体が行う難民支援活動の継続的な実施に支障を及ぼすといえる。

したがって、当該情報は、公にすることにより同団体の事業活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、条例第14条第3号に該当するものと認められる。

なお、これらの情報は前記イで検討したとおり、当該生徒の状況や内心に深く関わる情報であり、一般に他人に知られたくない性質の情報でもある。

したがって、当該情報は、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報として、同条第2号にも該当するものと認められる。また、同号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

よって、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

エ 同団体に関する情報

同団体に関する情報には、今後のウクライナ避難民生徒への支援方法に関する具体的な方針や同団体の考え、実施機関に対する要望等の情報が実施機関とのやり取りの中で記録されている。

これを公にした場合、同団体が当該避難民生徒に対してどのような対応を検討し、関係機関との間でどのようなやり取りや調整を行っていたのかといった内容が具体的に明らかとなる。

これらの情報は同団体の支援活動の在り方に関するものであり、その内容が外部に知られることにより、活動に対する理解や評価に影響を与え、無用な誤解を招くおそれがあるとともに、その結果として同団体の活動に対する信頼にも影響を及ぼし、同団体の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第14条第3号に該当するものと認められる。また、同号ただし書に該当する特段の事情も認められないことから、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

4 本件処分3及び本件処分4に係る公文書の存否について

実施機関は本件処分3及び本件処分4に係る公文書が存在しない理由として、当該請求に係る公文書を取得も作成もしていない旨を主張しているため、以下のとおり検討する。

(1) 別表2項番5及び項番7について

請求人は、令和5年2月24日から同年3月1日の知事記者会見に至るまでの間において、本件学校に関する学費問題についての実施機関の認識が変化していると主張し、その背景となる情報又は担当者の記録に係る公文書を求めているものと解される。

しかし、審査会が令和5年2月24日の知事記者会見の発言内容を確認したところ、学費問題について既に承知している旨の発言がなされていることから、請求人が指摘する同会見におけるウクライナの方について令和4年12月時点では特に大きな問題はない旨の発言は、学費問題に関する発言ではなく、群馬県に避難しているウクライナの方全般についての発言とみるのが相当であり、学費問題に関する認識の変化を前提とした発言とみることはできない。

また審査会において、実施機関に対し学費問題についての認識に係る経緯を確認したところ、令和4年11月8日に前橋市から連絡を受け、把握したとのことであった。

そうすると、実施機関は令和5年2月24日の時点において既に学費問題について把握していたものと考えられることから、請求人が主張するような認識の変化が生じていたとは認められず、当該公文書が作成又は取得されているとは想定し難い。

したがって、別表2項番5及び7に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(2) 別表2項番6について

請求人は、本件法人の理事長解任に至る経緯に関し、行政指導が実質的な解任理由に挙げられているとして、その影響や責任の有無についての判断が記載された公文書を求めているものと解される。また、令和5年4月6日の知事記者会見において、知事が理事長の解任及び理事の入れ替えを評価している限り、当該公文書は存在するはずであると主張している。

審査会が同年4月6日の知事記者会見の発言内容を確認したところ、確かに知事は役員の変更について言及し、学費問題への速やかな対応について評価できる旨の発言を行っていることが認められる。

しかし、知事の当該発言は法人による役員変更の結果についての評価を述べたものにすぎず、実施機関が説明するとおり役員の解任は本件法人の判断により行われたと解されることから、当該公文書が作成又は取得されていないとしても、不自然であるとはいえない。

以上から、別表2項番6に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 別表2項番8について

請求人は、本件法人に対して交付された行政指導に係る文書に関し、次のアないしウに係る公文書を求めているものと解される。ついでには以下において、それぞれ請求に係る公文書が不存在であるとして行われた不開示決定の妥当性を検討する。

ア 無いとされていた学費トラブルが、有ると認識されるに至った理由が分かる記録

前記（１）で述べたとおり、実施機関は同年２月２４日の時点において既に学費問題について把握していたものと考えられることから、請求人が主張するような認識の変化が生じていたとは認められず、当該公文書が作成又は取得されているとは想定し難い。

イ 行政指導の理由として学校教育法第１２７条第３号に抵触すると判断した明確な理由が分かる記録

行政指導を行った理由については、既に開示されている行政指導に係る起案文書を確認すると、本件法人の元理事長の発言が同号の趣旨に鑑み不適切であったと判断したことによるものであると認められる。

また前記２のとおり、行政指導の経緯が記載された文書としては、当該起案文書のほかにも、後行処分等において部分開示された知事協議資料が該当するとされている。審査会において確認したところ、当該知事協議資料においても、参考として学校教育法第１２７条第３号の条文が記載されており、本件法人の元理事長の発言に対する行政指導の経緯として、同号の趣旨に照らし不適切なものと判断したことがうかがわれる。

そうすると、行政指導理由として当該理由以外の判断が行われていたことをうかがわせる事情は認められない。

ウ 調査報告書及び調査を行った事実が行政指導文書に記載されていない理由に係る記録

元理事長の発言が行政指導の理由であると判断した以上、学費問題の調査を行った事実を行政指導に係る起案文書中に記載する必要はなく、記載しなかった理由を記録した文書が作成又は取得されていないとしても、不自然であるとはいえない。なお、実施機関は審査手続の過程において、後行処分等において部分的に開示した調査報告書についても、当該請求に係る文書に該当するとして特定している。

以上のとおり、別表２項番８に係る公文書については、当該調査報告書以外に存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

（４）別表２項番９について

請求人は、本件法人への調査について、当事者である元理事長を含めない調査が冷静かつ客観的であると判断したことの理由や、その見解の記録に係る公文書を求めているものと解される。

この点について、実施機関は当事者を含めない形で調査を行うことについては、部長を含む協議の場において口頭で決定されたものであり、当該事項に係る文書は作成又は取得していない旨を説明している。

審査会において確認したところ、県においては協議や報告を口頭により行う場合もあるとの説明がなされ、また、県の規程上、全ての協議や報告を書面化することまでは義務付けられていないことを併せ考えると、当該公文書が作

成又は取得されていないとしても、不自然であるとはいえない。

したがって、別表２項番９に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(５) 別表２項番１０について

請求人は、知事が令和５年３月１日の知事記者会見において「しっかりと調査」と発言したにもかかわらず、その後の知事記者会見等において当該調査結果が示されていないことから、調査がなされなかった行政の不作為があったとして、その理由が記録された公文書を求めているものと解される。

しかしながら、調査に係る調査報告書については、前記（３）で述べたとおり、後行処分等に係る請求内容に対する公文書として特定され、部分的に開示されている。このことから、請求人が主張するような行政の不作為に当たる事情は見当たらず、当該公文書が作成又は取得されていないとしても、不自然であるとはいえない。

したがって、別表２項番１０に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(６) 別表２項番１１について

請求人は、令和５年２月２４日以降に報道された新聞各社の記事に係り、当該報道内容の意図や背景についての検討の有無及びその結果が記録された公文書を求めているものと解される。

通常、行政機関たる県において、業務遂行に当たり必要な範囲で、新聞記事等の情報を共有することはあり得るが、その報道の意図や背景等を検討することまで行っているとは認められず、そのことを義務付ける規程等の存在も確認できない。

そうすると、新聞各社の報道内容について、その意図や背景を検討し、その結果を記録した公文書が作成又は取得されている事情は認められず、その他特別な事情も見当たらないことから、当該公文書が作成又は取得されていないとしても、不自然であるとはいえない。

したがって、別表２項番１１に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(７) 別表２項番１２について

請求人は、令和５年４月６日の知事記者会見において、本件法人が学費を全額返還したことについて知事が評価する発言を行っていることを受け、当該学費返還に係る評価やその理由について記録された公文書を求めているものと解される。

しかし、知事の当該発言は法人の対応についての評価を述べたものにすぎず、実施機関が説明するとおり学費の返還は本件法人の判断により行われたと解されることから、当該公文書が作成又は取得されていないとしても、不自然

であるとはいえない。

以上から、別表２項番１２に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(８) 別表２項番１３について

請求人は、ウクライナ大使館が本件法人からのウクライナ支援金の存在を把握していたか否かが分かる記録に加え、「避難民としての矜持」及び「教育機関としての矜持」といった観点について、県の認識が記録された公文書を求めているものと解される。

この点について実施機関は、ウクライナ大使館が当該支援金の存在を了知していたか否かについて把握しておらず、当該公文書は存在しないとしている。

ウクライナ大使館の認識については、県が直接把握できる性質のものではなく、当該公文書が作成又は取得されていないとしても、不自然であるとはいえない。

また、請求人が指摘する「避難民としての矜持」及び「教育機関としての矜持」といった観点についても、その性質上、県においてこれを個別に検討し、その内容を公文書として作成することは通常想定し難く、当該文書が作成又は取得されていたことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

したがって、別表２項番１３に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(９) 別表２項番１４について

請求人は、県に対して寄せられた本件学校及び本件法人の元理事長に関する批判意見に係る業務記録の他、請求人が本件請求に併せて提出した「市・県への批判意見検証書（以下「本件検証書」という。）」に対する見解が記録された公文書を求めているものと解される。

実施機関は、請求人の請求趣旨を踏まえ、当該請求を、裁判資料に関連して別途作成又は取得した当時の業務記録の開示を求めるものと解釈し、当該文書は保有していないとして不開示決定を行っている。

この点について、請求人の請求内容及び本件検証書の内容を踏まえれば、実施機関が当該請求を上記のとおり解釈したことは不合理であるとはいえない。また、当該裁判資料の他、請求に係る当該文書が作成又は取得されていたことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

さらに、本件検証書は本件請求時において請求人から提出された資料である。公文書開示制度は、請求時点において実施機関が保有している公文書を対象とするものであることから、本件検証書に対する見解を記録した公文書をその時点で、作成又は取得していることは想定し難い。

したがって、別表２項番１４に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(10) 別表2項番15について

請求人は、令和5年3月1日の知事記者会見における知事発言に係り、知事が誰からどのような情報を得て発言に至ったのか、その経緯や原稿の確認状況、並びに当該発言に至る判断過程に係る業務記録に係る公文書を求めているものと解される。

通常、行政機関たる県においては、業務遂行に当たり必要な範囲で情報を整理し、記録として残すことはあるものの、本件のように知事が記者会見において言及した情報取得の経緯や知事の動静、これに基づく判断過程に係る詳細な情報までを、逐一公文書として記録することは想定し難く、当該文書が作成又は取得されていたことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

したがって、別表2項番15に係る公文書については、存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

(11) 別表2項番16について

請求人は、令和5年3月1日の知事記者会見における知事発言に関し、次のアないしウに係る公文書を求めているものと解される。については以下において、それぞれ請求に係る公文書が不存在であるとして行われた不開示決定の妥当性を検討する。

ア 知事が「確か報道のあった何日か前に秘書課の方からこんな話があった」と述べた点について、秘書課職員からどのような内容の報告があったのかが分かる記録

前記(10)で述べたとおり、通常、知事が情報を取得した経緯や内容などの詳細な情報までを、逐一公文書として記録することは想定し難く、当該公文書が作成又は取得されていないとしても、不自然であるとはいえない。

イ 令和5年2月24日の知事戦略部長による発言と、令和5年3月1日の知事発言との矛盾が分かる記録

前記(1)で述べたとおり、実施機関は同年2月24日の時点において既に学費問題について把握していたものと考えられることから、請求人が主張するような矛盾が生じていたとは認められず、当該公文書が作成又は取得されているとは想定し難い。

ウ 知事が「すこし新聞記者から聞いたこと」と述べた点について、当該情報をどの記者から得たのかが分かる記録

上記アと同様、通常、知事が情報を取得した経緯や内容などの詳細な情報までを、逐一公文書として記録することは想定し難く、当該公文書が作成又は取得されていないとしても、不自然であるとはいえない。

したがって、別表2項番16に係る公文書については、いずれの点についても存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

5 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 7年11月 6日	諮問
令和 7年11月21日 (第104回 第一部会)	審議（本件事案の概要説明）
令和 8年 1月20日 (第105回 第一部会)	審議
令和 8年 3月19日 (第106回 第一部会)	審議（実施機関の口頭説明）
令和 8年 5月18日 (第107回 第一部会)	審議
令和 8年 7月13日 (第108回 第一部会)	審議
令和 8年10月 8日	答申

別表1 本件事案の対象となっている請求内容等

項番	開示請求の内容(あ)	決定内容	特定した公文書(い)	開示しない部分(う)	開示しない理由(え)
1	学校教育法１２７条３項に定める「理事長の社会的信望の必要」について、理事長に社会的信望が欠落している理由として挙げる「難民貴族」等の発言について、避難民全体を指してのことであれば、当然、社会的信望は失われる。一方、それが、避難民の身元保証人であり、且つ、特定の対象者に発する戒めの状況理解の為の言葉であるならば、問題はなく、むしろ、群馬県知事（以下知事と称す）が３／１知事記者会見で示した「流石に言うてはならぬ事」の立場が逆転する。係る「社会的信望」についての認識について、前例の無かった判断とのことであるが、その経緯と判断について、係る全ての情報の開示を求める。	本件処分１ 開示決定 （令和６年９月３０日付け）	学校法人に対する行政指導について	—	—
2	前述の「社会的信望の欠落」について、前例は無いとのことであるが、〇〇名誉棄損／人権侵害裁判（前橋地裁）では既に解任されている理事長であるが故に「異議を申し出る地位に無い」との理由で、門前払いされた。そこで、〇〇ということであるが、「社会的信望の欠落」について、業務記録の開示を要求する。				
3	更に、行政指導書中の記述内容について、所管部署にての判断に至る迄の全ての業務記録の情報の開示を求める。				
4	NGO法人〇〇（〇〇事務局長）について、本問題に強い関心を持ち、何度か県庁を訪問した旨を聞き及んでいるが、その対応及び得た情報の業務記録の公開を要求する。	本件処分２ 部分開示決定 （令和６年９月３０日付け）	打合せ記録（業務報告書）	・個人の電話番号 ・ウクライナ避難民生徒の発言	条例第１４条第２号 特定の個人を識別できる情報であるため。
				・団体がウクライナ避難民生徒から提供を受けた情報 ・団体に関する情報	条例第１４条第３号該当 公にしないことを条件に情報の提供を受けており、情報提供者の信頼と期待を保護するため。
5	２０２３／３／１開催の知事記者会見に際して、当該学校の避難民学生との学費問題を巡るトラブルが報じられた。トラブルについて、前週の記者会見の要旨「特に問題はない」とは、打って代わって、学費トラブルが何度も繰り返し指摘された。学費トラブルが無かったから有ったに、１週間で認識が大きく変わるに際しては、何らかの重大な事実確認に繋がる情報が存在していると推測される。よって、係る情報の開示、無ければ、担当者記録の公開を求める。		—	—	前週（令和５年２月２４日）の知事定例記者会見で、知事戦略部長は、学費トラブルについて、「問題ない」とのコメントは行っていない。また、既に学費トラブルが発生していることを、県として承知している旨発言している。したがって、令和５年２月２４日から同年３月１日の間に認識は変わっていない。よって、当該請求に係る文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため。
6	３／１５行政指導書交付、翌１６日記者会見、１７日〇〇県の過剰支援批判記者会見、１８日理事長解任の流れについて、電光石火の如くであるが、理事長職解任理由について当該学校は「行政指導」を挙げているが、それが処分ではなくとも、実質的な解任理由として挙げられるいる事実について、その影響の有無、責任の有無について、どう判断しているのか、記録と情報の公開を求める。		—	—	役員の解任事由については学校法人の理事会において判断しており、県において行政指導に係る影響や責任の有無について判断した文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため。
7	学費トラブルについて、そもそも、①２０２３／２／２４知事記者会見では知事に代わって説明していた戦略部長には前年「昨年１２月の時点ではさしたる問題はなかった／知事側聞」と発言している。一方、②２０２２／１１／１７付の入管庁の学費トラブス査察に際して当該学校は一切の指摘を受けていない。よって①②からして、２０２３／３／１に知事にて「学費トラブル」を大きく取り上げるに至った理由について、２０２３／２／２４～３／１迄の間に何らかの重大な変化が有ったと認識される。よって、その変化にいての情報開示、なければ、変化に対しての情報説明の開示を求める。		—	—	令和５年２月２４日の知事定例記者会見の時点で、既に学費トラブルが発生していることを、県として承知している旨発言している。よって、請求にある「変化」は生じておらず、当該請求に係る文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため。
8	一方、２０２３／３／１５付で当該学校に交付された学校法人に対する「行政指導書」中では「学費トラブル」の問題について、全く触れられていない。要は、「学費トラブル」問題が、「しっかりと調査」にも拘わらず姿を消して、「難民貴族」等の侮辱とされる用語が使用されたことに対する「社会的信望の欠落」が理由の行政指導に変わった訳であるが、①そこに至る経緯（無いとされていた学費トラブルが有ると認識されるに至った理由）②前例が無いとされている行政指導理由「社会的信望の欠落／学校教育法」に抵触すると判断される明確な理由 更に③７回の「しっかりと調査」発言が実行された証等について、その報告書及び行政指導書中に示されていない理由の開示を求める。		—	—	当該請求に係る文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため。

項番	開示請求の内容(あ)	決定内容	特定した公文書(い)	開示しない部分(う)	開示しない理由(え)
9	更に、同問題に関して、２０２３／３／１６の記者会見にて①上毛新聞〇〇記者②朝日新聞〇〇記者③毎日新聞〇〇記者より、「学費トラブル」に際して、知事の言う「しっかりと調査」の内容への質疑が繰り返されたが、担当上原部長には冷静に判断する為「敢えて、理事長さん抜きの調査としている」とのことであった。そこで、県の事実確認調査とは当事者（前理事長〇〇）抜きで行われそれが冷静で客観的と言える認識であるのか、その見解が示されている行政記録又は判断（とりわけ上原部長）理由の開示を求める。	本件処分３ 不開示決定（不存在）（令和６年９月３０日付け）	—	—	当該内容における見解が示された行政記録や判断理由に係る文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。
10	尚、３／１の知事による「しっかりと調査」は時と共に消滅して行ったようで、当該学校問題がコメントされた最後の４／６記者会見では一切触れられなくなった。係る状況は学費問題の事実を歪曲させるだけでなく権力の乱用であり、周知されるなら、正に、知事の「社会的信望の欠落」に直結する重大な要因であると認識される。よって、当然乍、情報公開申請者の義務として「しっかりと調査」し度く、行政の不作为と考えられるその理由についての開示を求める。		—	—	調査は実施しており、不作为にあたる事実はない。よって、当該請求に係る文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。
11	以下目次４中に記述の〇〇高裁控訴陳述署の一部抜粋（難民貴族発言部分）について、テレビ報道された「難民貴族」等の避難民を批判する言葉に係る状況の説明用語であり、避難民全体を対象とするものではなく、更に、口外秘を前提としていたことが確認される。知事及び県庁内で係る事実が２０２３／２／２４～２０２３／３／１及び２０２３／３／１～２０２３／３／１５迄の期間に於いて各々新聞各社の〇〇の前言・説明・発言の対象・背景等について、検討されたか否か、その調査の記録の及び存在しなければ状況確認の情報の公開を求める。		—	—	新聞各社の報道等については確認しているが、それについて検討した資料や調査の記録、状況確認の情報に係る文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。
12	更に、２０２３／４／６の記者会見にて当該学校が学費を事情の如何を問わず新理事長判断にて全額返還したことにつき、評価をしているが、学費精算に同意していた７０％の学生分が含まれる状況に対し、間接的な権力の乱用が強く疑われる。その評価、理由について、業務記録の公開、なければ、認識の確認を要求する。		—	—	学費を全額返還したことの評価や、当該請求に係る文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。
13	ウクライナ大使館では学費返還に伴い、数か月間受領が続いていた学費相当額の当該学校よりのウクライナ支援金の存在を把握していたか否か、更にその意味合い「避難民としての矜持・教育機関としての矜持」をどのように理解していたのか、業務記録の公開、なければ、確認を要求する。		—	—	当該請求に係る文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。
14	別紙の通りに前橋市及び群馬県に対し学校及び理事長に関して寄せられた数々の批判意見について。〇〇、事実を誤認されて受けた謂れもない批判であると理解している。よってその責任の多くは当時の市と県の批判意見を受ける際の学校／理事長への非理解に在ると理解される。そこで、個々の批判意見に、反論を添えて、別紙「市県への批判意見検証書」を本情報公開申請書と合わせて本書の一貫として提出する。そこで、県としての関連する当時の業務記録の提出、及び、本批判意見検証書に対する県当局のコメントを要求する。		—	—	当該内容に関する当時の業務記録や、「市県への批判意見検証書」と称する文書に対する県のコメントに係る文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。
15	３／１記者会見にて〇〇「難民貴族」等発言の真実性について、知事は「すこし新聞記者達から聞いたことを「難民貴族」とか、あるいは全部の原稿は見えていないので、その映像で確認できたところ、あるいは記者クラブに出ている記者の皆さんから少し情報等々を総合して得たところでお話をしているんですけども、「難民貴族」とか「泥棒」とか、確か「こじき」とか、こういう表現を使われたということで、これはさすがにやはり知事としては大変残念に思いましたし、これは不適切な表現であるというふうに思っているということだけは今の時点で、皆さんにお伝えをしておきたいと思います」と述べた。との地裁判決文中の事実について、①「すこし新聞記者から聞いたこと」について、何処の新聞社の誰からどのように聞いたのか②「全部の原稿は見えていないが映像で確認できたところ．．について、発言後、原稿の全てを見たのか、更に、③少し情報等々を総合して得たところでお話をしているんですけども、．．との表現で情報収集が途中段階で一個人の名誉に関わる重大な発言を行う根拠は何処になるのか、その判断の業務記録、無ければ、確認内容の情報公開を求める。	本件処分４ 不開示決定（不存在）（令和６年１０月８日付け）	—	—	当該請求に係る公文書は、群馬県において作成も取得もしていなく、保有していないため。
16	２０２３／３／１の記者会見で知事は２０２３／２／２４の毎日新聞報道の前より、「確か報道のあった何日か前か、秘書課の方からこんな話がある。」３／１の記者会見で発言しているが、その内容について、詳細の情報の開示を要求する。それは、当然乍、難民貴族ではなく学費トラブルの問題であったと想定されるが、２０２３／２／２４の部長発言「昨年１２月の時点ではさしたる問題は無かった／知事側聞」との矛盾、及び、話の相手が毎日新聞〇〇記者であったか否かについて係る業務情報の公開を要求する。		—	—	当該請求に係る公文書は、群馬県において作成も取得もしていなく、保有していないため。

別表2 当事者の主張

項番	開示請求の内容	決定内容	審査請求人の主張要旨(A)	実施機関の主張要旨(B)
1	学校教育法127条3項に定める「理事長の社会的信望の必要」について、理事長に社会的信望が欠落している理由として挙げる「難民貴族」等の発言について、避難民全体を指してのことであれば、当然、社会的信望は失われる。一方、それが、避難民の身元保証人であり、且つ、特定の対象者に発する戒めの状況理解の為の言葉であるならば、問題はなく、むしろ、群馬県知事（以下知事と称す）が3／1知事記者会見で示した「流石に言ってはならぬ事」の立場が逆転する。係る「社会的信望」についての認識について、前例の無かった判断とのことであるが、その経緯と判断について、係る全ての情報の開示を求める。	本件処分1 開示決定（令和6年9月30日付け）	・〇〇開示要求に対する開示であるか否かの確認が取れない。よって、その関連性を確認出来る方法での誠意ある開示を求める。更に、行政指導に至る迄の経緯について一切触れられておらず、斯様な状況はとても情報公開の趣旨に値するものではなく、〇〇100%の内容開示を要求する。 ・行政指導の方針を決定した「知事協議資料」について、一連の情報公開中での情報が「知事協議資料」に該当するのか、係る情報公開率等の重要な要素が公表されておらず、それでは情報公開の本旨にそぐわず、少なくとも〇〇対しては、係る情報の全面公開が必要である。	・学校法人〇〇に対する行政指導に至る経緯と判断に関する情報、及び行政指導中の記述内容について検討を行った情報が記載されている公文書を請求していると考え、本件法人に対して運営改善に関する計画及び提出を求める起案文書を特定した。 ・令和6年12月27日付け学青第41―26号公文書部分開示決定にて交付した「知事協議資料」も新たに特定する。 ・なお行政指導は、当該不適切発言を受け、当該法人が健全な運営を行えるよう迅速に指導する必要があったことから、早急に知事へ協議を行い決定した。その際に使用したのが「知事協議資料」であり、知事協議にて行政指導の方針を決定した後に、行政指導の起案を行ったというのが一連の流れである。
2	前述の「社会的信望の欠落」について、前例は無いとのことであるが、〇〇名誉棄損／人権侵害裁判（前橋地裁）では既に解任されている理事長であるが故に「異議を申し出る地位に無い」との理由で、門前払いされた。そこで、〇〇ということであるが、「社会的信望の欠落」について、業務記録の開示を要求する。			
3	更に、行政指導書中の記述内容について、所管部署にての判断に至る迄の全ての業務記録の情報の開示を求める。			
4	NGO法人〇〇（〇〇事務局長）について、本問題に強い関心を持ち、何度か県庁を訪問した旨を聞き及んでいるが、その対応及び得た情報の業務記録の公開を要求する。	本件処分2 部分開示決定（令和6年9月30日付け）	・〇〇である。開示された内容は来訪の事実確認のみであり、業務記録の多くの部分並びに〇〇のウクライナ避難民に対する対応に係る会談の内容の全てが黒塗りにされている。斯様な状況はとても情報公開の趣旨に値するものではなく、加えて、事実確認に際しての公平性を著しく欠くものである。よって、〇〇100%の内容開示を求める。 ・単に電話番号の黒塗りで済むはずが、全面的な非公開は個人情報保護の悪用以外の何物でもない。更に、その番号はHP上に公開されている。 ・当時の学生が県及び国市などに意見を述べたか否かの確認はとれてなく、「生徒」の記述についても当時の生徒であるか「元生徒」であるかも判断できない。	・個人の電話番号及びウクライナ人避難民生徒の発言を条例第14条第2号（個人情報）に該当するとして不開示とした。 ・当該情報は相手方からウクライナ人避難民の支援のため自主的に報告を受けた情報であり、また多くは匿名の避難民から情報を受けたものである。相手方にとっては当該情報を開示されることは想定していなく、法人情報に該当する情報も含まれていることから、条例第14条第3号（法人等情報）に該当するとして不開示とした。 ・なお〇〇は、開示決定等の判断に影響を及ぼすものではない。
5	2023／3／1開催の知事記者会見に際して、当該学校の避難民学生との学費問題を巡るトラブルが報じられた。トラブルについて、前週の記者会見の要旨「特に問題はない」とは、打って代わって、学費トラブルが何度も繰り返し指摘された。学費トラブルが無かったから有ったに、1週間で認識が大きく変わるに際しては、何らかの重大な事実確認に繋がる情報が存在していると推測される。よって、係る情報の開示、無ければ、担当者記録の公開を求める。		・知事戦略部長には令和5年2月24日の知事記者会見の席上で前年12月の時点では「問題ない」と語っており県HPに録画記録も残っている。一方、申立人は2月24日の学費トラブル報道時以降に「問題有り」と認識が変わったのではないかと趣旨で質問している。 ・弁明内容からすると、学費トラブルを認識していたとするならば、前年12月から放置していた程に「さしたる問題」では無かったということであり、問題があるとするならば、前橋市の学校補助金への虚言にある。 ・いずれにせよ、少なくとも前年12月末より2月24日までの間は問題視される状態になかったことは明らかであり、本問題は元学生の一部と新聞記者等が結託して起こした反ウクライナ支援行動であり、それに乗じた群馬県知事の政治的パフォーマンスであったと確認される。	・令和5年2月24日の記者会見における知事戦略部長の「令和4年12月時点ではさしたる問題はなかった」旨の発言は、令和4年12月の時点で、当該事案に限らず本県に避難している51名のウクライナの方全般にさしたる問題はなかったという趣旨であり、学費問題についての発言ではない。 ・また同日の記者会見中に学費トラブルの発生については、県として承知している旨も発言している。よって請求人が主張するような認識の変化はそもそも起きていなく、請求人が求める文書は作成も取得もしていないため、存在しない。
6	3／15行政指導書交付、翌16日記者会見、17日〇〇県の過剰支援批判記者会見、18日理事長解任の流れについて、電光石火の如くであるが、理事長職解任理由について当該学校は「行政指導」を挙げているが、それが処分ではなくとも、実質的な解任理由として挙げられるいる事実について、その影響の有無、責任の有無について、どう判断しているのか、記録と情報の公開を求める。		・知事は令和5年4月6日の定例記者会見にて理事長の解任及び理事の入れ替えを評価している。公式会見で斯様な評価を行う限り、評価の判断となる経緯が記録されているはずである。 ・役員の解任については法人判断であり行政指導の影響ではないとの認識は、〇〇が行政指導の翌日に解任されている事実からして影響は明らかである。	・不適切発言を受け、県は本件法人の管理体制の改善と強化を目的に行政指導を行ったが、その後の役員の解任については、法人の判断によりされたものである。よって行政指導による影響や責任の有無について県が判断した事実はなく、請求人が求める文書は作成も取得もしていないため、存在しない。

項番	開示請求の内容	決定内容	審査請求人の主張要旨(A)	実施機関の主張要旨(B)
7	学費トラブルについて、そもそも、①2023/2/24知事記者会見では知事に代わって説明していた戦略部長には前年「昨年12月の時点ではさしたる問題はなかった/知事側聞」と発言している。一方、②2022/11/17付の入管庁の学費トラブル査察に際して当該学校は一切の指摘を受けていない。よって①②からして、2023/3/1に知事にて「学費トラブル」を大きく取り上げるに至った理由について、2023/2/24～3/1迄の間に何らかの重大な変化が有ったと認識される。よって、その変化にいての情報開示、なければ、変化に対しての情報説明の開示を求める。	本件処分3	・知事及び県主要幹部が総勢して関わる問題について、その原因の考察及び判断の文書が一切存在しないということ自体が考えられるのではなく、その存在を推測せざるを得ない。 ・学費問題について、前橋市と学校間の問題であり、学生との間で問題があったとしても、既に、令和4年12月の時点で解決していた問題である。更に、県としての学費トラブルの認知は令和5年3月1日開催の知事会見の席上であり、前週2月24日ではなく、後付けである。 ・いずれにせよ、少なくとも前年12月末より2月24日までの間は問題視される状態になかったことは明らかであり、本問題は元学生の一部と新聞記者等が結託して起こした反ウクライナ支援行動であり、それに乗じた群馬県知事の政治的パフォーマンスであったと確認される。	・令和5年2月24日の記者会見における知事戦略部長の「令和4年12月時点ではさしたる問題はなかった」旨の発言は、令和4年12月の時点で、当該事案に限らず本県に避難している51名のウクライナの方全般にさしたる問題はなかったという趣旨であり、学費問題についての発言ではない。 ・また同日の記者会見中に学費トラブルの発生については、県として承知している旨も発言してい。よって請求人が主張するような認識の変化はそもそも起きていなく、請求人が求める文書は作成も取得もしていないため、存在しない。
8	一方、2023/3/15付で当該学校に交付された学校法人に対する「行政指導書」中では「学費トラブル」の問題について、全く触れられていない。要は、「学費トラブル」問題が、「しっかりと調査」にも拘わらず姿を消して、「難民貴族」等の侮辱とされる用語が使用されたことに対する「社会的信望の欠落」が理由の行政指導に変わった訳であるが、①そこに至る経緯（無いとされていた学費トラブルが有ると認識されるに至った理由）②前例が無いとされている行政指導理由「社会的信望の欠落/学校教育法」に抵触すると判断される明確な理由 更に③7回の「しっかりと調査」発言が実行された証等について、その報告書及び行政指導書中に示されていない理由の開示を求める。		指導文書裏面「設置基準」に「設置者が社会的信望を有すること」と記載されている。また令和5年3月16日の知事知者会見の席上、上原部長は「社会的信望が欠落」との理由について、「全国的には無い」と説明しており、「社会的信望の欠落」が行政指導の理由であったことを明確に表明している。 ＜①について＞ そもそも前橋市が当初の公表通りに補助金を払っていれば起こらなかった問題であるが、この前提を棚上げしトラブルを学校と学生の上に転化したことは看過できない。その経緯を知ることが当然の権利であり義務である。 ＜②について＞ 「当然の授業料を清算せずに牙をむける元学生には」難民貴族”の発言/しかも部外秘の状況説明としての言葉使用」が何故に不適切なのかの判断理由が欠落しており、「これが全ての理由」との理解は稚拙かつ常軌を逸しており、事実隠蔽が強く疑われる。 ＜③について＞ 本事件の特異性は問題を考察の対象としない県（及び裁判）の姿勢に在るが、それでも県の新たに特定するという理解により対象範囲の拡大もある。よって本反論等により、本問題の本質を理解し、正しい情報公開の本旨を実現する為にも、ウクライナ問題の現実を理解し、世界の平和を期する為にも、情報の全面公開が必要である。	そもそも行政指導文書では「社会的信望が欠落」とはしていない。本件法人の元理事長が県庁記者クラブで行った記者会見における発言の内容が、教育学校法第127条第3項の「趣旨に鑑み、誠に遺憾」との群馬県の見解を表明したものである。上記を前提にそれぞれ弁明する。 ＜①について＞ 学費トラブルについては、前橋市と情報共有を図る中で把握した事実であり、そもそも学費トラブルがないという認識は当初から持っていなかった。よって当該請求に係る文書は作成も取得もしていないため、存在しない。 ＜②について＞ 開示済みの行政指導に係る起案文書のとおり、行政指導を行った理由は、本件法人の元理事長の発言が学校教育法第127条第3項の趣旨に鑑み、不適切な発言であったと判断したためであり、これが全ての理由である。よってこれ以上、明確な理由に係る文書は作成も取得もしていないため、存在しない。 ＜③について＞ 当初、求められている情報は、調査を行ったことについて「報告書及び行政指導文書に示していない理由」に係る文書を特定し、かかる文書は存在しない旨回答した。しかし請求内容の趣旨を再検討した結果、請求に係る文書は調査を行った際の「調査報告書」及びその調査を行った事実を「行政指導文書中に示されていない理由」と解釈することも可能であり、その場合、「調査報告書」については、令和6年12月27日付け学青第41―26号公文書部分開示決定にて交付した文書も請求内容に含まれると考えられるため、新たに対象公文書として特定する。なお「行政指導文書中に示されていない理由」に係る文書は作成も取得もしていないため、存在しない。
9	更に、同問題に関して、2023/3/16の記者会見にて①上毛新聞〇〇記者②朝日新聞〇〇記者③毎日新聞〇〇記者より、「学費トラブル」に際して、知事の言う「しっかりと調査」の内容への質疑が繰り返されたが、担当上原部長には冷静に判断する為「敢えて、理事長さん抜きの調査としている」とのことであった。そこで、県の実事確認調査とは当事者（前理事長〇〇）抜きで行われそれが冷静で客観的と言える認識であるのか、その見解が示されている行政記録又は判断（とりわけ上原部長）理由の開示を求める。		・仮に調査記録が無ければ「しっかりと調査」との知事発言が虚偽となり、調査書類の存在は推測に値する。 ・「当事者抜きでの調査」を実施する有効性があるのか大きな疑問であるが、その手法が知事の意向に沿ったものであれば、理不尽ながらも目的合理性が確認されえる。よって、その判断（協議の場で決定）の内容を知る必要がある。	・当事者抜きでの調査を実施することについては、部長を含む協議の場で決定したことであるが、口頭で行ったものであり、当該文書は作成も取得もしていないため、存在しない。 ・なお請求人が不服申し立て理由に記載の調査記録については、令和6年12月27日付けで公文書部分開示決定を行っている。
10	尚、3/1の知事による「しっかりと調査」は時と共に消滅して行ったようで、当該学校問題がコメントされた最後の4/6記者会見では一切触れられなくなった。係る状況は学費問題の事実を歪曲させるだけでなく権力の乱用であり、周知されるなら、正に、知事の「社会的信望の欠落」に直結する重大な要因であると認識される。よって、当然乍、情報公開申請者の義務として「しっかりと調査」し度く、行政の不作为と考えられるその理由についての開示を求める。		・学校法人に対する行政指導書中には当初の問題である学費トラブルに関わる理由は見当たらない。その学費トラブルに係る調査の不作为の有無について、理由を示さず「不作为にあたる事実はない。」との回答を開示理由としているが、その表現自体が不作为の証明でもあり、そこに論理性は全くなく、不服にて、異議を申し立てる。 ・令和5年3月1日知事記者会見で公言された「しっかりと調査」の報告は、少なくとも、それ以降の定例記者会見の席上では今日に至る迄一切確認されていない。	・調査は実施しており、請求人の主張する「行政の不作为＝調査の未実施」にあたる事実は存在しないため、本請求に係る文書は作成も取得もしていないため、存在しない。 ・なお請求人が不服申し立て理由に記載の調査記録については、令和6年12月27日付け学青第41―26号で公文書部分開示決定を行っている。

項番	開示請求の内容	決定内容	審査請求人の主張要旨(A)	実施機関の主張要旨(B)
11	以下目次4中に記述の〇〇高裁控訴陳述署の一部抜粋（難民貴族発言部分）について、テレビ報道された「難民貴族」等の避難民を批判する言葉に係る状況の説明用語であり、避難民全体を対象とするものではなく、更に、口外秘を前提としていたことが確認される。知事及び県庁内で係る事実が2023/2/24～2023/3/1及び2023/3/1～2023/3/15迄の期間に於いて各々新聞各社の〇〇の前言・説明・発言の対象・背景等について、検討されたか否か、その調査の記録の及び存在しなければ状況確認の情報の公開を求める。		・新聞各社の報道内容については令和5年2月24日ないし翌朝のテレビ報道の内容とは異なる面で〇〇発言内容を伝えている。その内容では前日のテレビ報道が偏向報道であり、その結果のSNSでの反響であったことが確認される。斯様に、是非を逆転させる状況について、検討も記録も無いとするなら、行政の不作为又は知事の意向の斟酌と判断されることであり、不当が故に、再度の情報の公開を請求する。 ・新聞報道について、意図・背景を検討していないならば、テレビ報道の場合はどうだったのか、「すこし新聞記者から聞いた事」の知事発言の整合性はどうなるのか、検討に値するのかもしれないのか、大きな疑問が湧いてくる。少なくとも、新聞報道では、タイトルの印象効果は別にして、記事中での〇〇の理解／実態と県の理解が著しく隔離していた点が隠蔽されている。	・個別の新聞記事について、報道の意図・背景を検討していないため、そのような文書は作成又は取得しておらず、存在しない。
12	更に、2023/4/6の記者会見にて当該学校が学費を事情の如何を問わず新理事長判断にて全額返還したことにつき、評価をしているが、学費精算に同意していた70%の学生分が含まれる状況に対し、間接的な権力の乱用が強く疑われる。その評価、理由について、業務記録の公開、なければ、認識の確認を要求する。		・担当部局の評価無くして4/6の知事記者会見が為されたとの内容であるが、疑わしいので不服とし、再度の情報公開を求める。 ・理事長が学費を全額返還したことについて、知事は記者会見で評価をしていたが、係る事実は担当部局経由で知事に伝えられたものと認識する。学校としての寄付を学費として返金を受ける新理事長判断は、本来、良識として在り得る判断ではなく、その事実確認記録が担当部局に無いはずはない。	・本件法人が実施した学費の返還については、本件法人の判断で行ったものであり、本県において、それに係る評価や認識についての文書は作成していない。また取得もしていないため、当該文書は存在しない。
13	ウクライナ大使館では学費返還に伴い、数か月間受領が続いていた学費相当額の当該学校よりのウクライナ支援金の存在を把握していたか否か、更にその意味合い「避難民としての矜持・教育機関としての矜持」をどのように理解していたのか、業務記録の公開、なければ、確認を要求する。		・「当該請求に係る文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。」決まり文句（説明に）について、理不尽且つ疑わしいので、不服を以て再度、情報の公開を求める。 ・県は「教育の矜持」の視点がないことが確認される。	・本県では、ウクライナ大使館がウクライナ支援金の存在を了知していたのか把握していない。また、ウクライナ大使館が「避難民としての矜持・教育機関としての矜持」についてどのような理解をしていたか把握していない。よって上記内容に係る文書は、本県において作成も取得もしていないため、存在しない。
14	別紙の通りに前橋市及び群馬県に対し学校及び理事長に関して寄せられた数々の批判意見について。〇〇、事実を誤認されて受けた謂れもない批判であると理解している。よってその責任の多くは当時の市と県の批判意見を受ける際の学校／理事長への非理解に在ると理解される。そこで、個々の批判意見に、反論を添えて、別紙「市県への批判意見検証書」を本情報公開申請書と合わせて本書の一貫として提出する。そこで、県としての関連する当時の業務記録の提出、及び、本批判意見検証書に対する県当局のコメントを要求する。		・「当該請求に係る文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。」の説明に付き、情報公開の項目内容からして、理不尽且つ疑わしいので不服とし、再度、情報の公開を求める。 ・「市・県への批判意見検証書」について本事件の異様な偏向性の証左であり、意見／批判の殆どがロシア侵攻1周年2月24日の著しく偏向したテレビ報道に起因する表面理解である。その表面意見に関する事実の確認調査及び業務記録が存在しないなら、それは業務の不作为以外の何物でもなく、県の信頼を著しく棄損することとなり、記録が無いことは無いと推察する。	・請求人が本件開示請求に併せて提出した「市・県への批判意見検証書」は、〇〇作成されたものと考えられる。この〇〇資料は、当該法人の元理事長が行った不適切発言に対し、県に寄せられた県民等からの意見等を取りまとめた資料であり、〇〇ものである。 ・このことから請求人が求める文書は、〇〇資料に関連して、別途作成した当時の業務記録だと考えたが、〇〇資料以外に作成した、又は取得した文書は保有していないことから不開示決定を行ったものである。 ・また「批判意見検証書」は本件請求時に請求人から初めて提出されたものである。公文書開示請求は請求があった時点で保有している公文書が対象になるため、当然請求時点では「批判意見検証書」に対する県のコメントを作成も取得も行っておらず、かかる文書は存在しない。

項番	開示請求の内容	決定内容	審査請求人の主張要旨(A)	実施機関の主張要旨(B)
15	3／1 記者会見にて〇〇「難民貴族」等発言の真実性について、知事は「すこし新聞記者達から聞いたことを「難民貴族」とか、あるいは全部の原稿は見えていないので、その映像で確認できたところ、あるいは記者クラブに出ている記者の皆さんから少し情報等々を総合して得たところでお話をしているんですけども、「難民貴族」とか「泥棒」とか、確か「こじき」とか、こういう表現を使われたということで、これはさすがにやはり知事としては大変残念に思いましたし、これは不適切な表現であるというふうに思っているということだけは今の時点で、皆さんにお伝えをしておきたいと思います」と述べた。との地裁判決文中の事実について、①「すこし新聞記者から聞いたこと」について、何処の新聞社の誰からどのように聞いたのか②「全部の原稿は見えていないが映像で確認できたところ．．について、発言後、原稿の全てを見たのか、更に、③少し情報等々を総合して得たところでお話をしているんですけども、．．との表現で情報収集が途中段階で一個人の名誉に関わる重大な発言を行う根拠は何処になるのか、その判断の業務記録、無ければ、確認内容の情報公開を求める。	本件処分 4 不開示決定 (不存在) (令和 6 年 1 0 月 8 日付け)	・「知事の動静内容の全てを記録している訳ではない。当該内容についての記録はない。」との説明について、担当部局には、当然、知事以上に深層理解が必要であり、関する内容記録の隠蔽又は極度の業務不作為状況が確認される。 ＜①について＞ 弁明内容は難民貴族理解の状況／背景／前提を十分に認知していなかった報道記者の説明の片言を収集し、それを以て令和 5 年 3 月 1 日の定例記者会見の席上、記者からの質問が無いにも拘わらず、しかも情報源である記者に対し、知事自身が問題として切り出し公表してしまった事実の証左である。斯様な個人ハラスメントに関して、それを検証する情報公開の必要性が認識される。 ＜②について＞ 弁明では同知事発言が担当部局の理解とは別に行われたことが明確に確認されるが、行政手続きの常識性から逸脱していると考えられる。よって、その状況は検証されなければならない。 ＜③について＞ 偏向報道を鵜呑みにし見解を公表してしまった知事の方で、その状況を確認しなかった県当局の状況がどの程度にあったかを検証するため、全面的な情報公開が必要である。	本件請求は、当該記者会見における知事発言の根拠や裏付けとなる情報に係る公文書の開示を求められている。当課において、知事が聞いたことや見たことなど、知事の動静に関する内容の全てを記録しているわけではなく、当該請求に係る内容について、記録は存在しない。 ＜①について＞ 県政を進めるにあたって必要な情報を、報道機関が発行する新聞等から得るだけでなく、時には記者との会話により直接取得することもある。その際にどのような方法で、どのような情報を取得したかについては逐一記録していない。当該案件に関しても、「すこし新聞記者から聞いたこと」に関する記録はない。したがって、当該公文書は作成も取得もしておらず、保有していない。 ＜②について＞ 知事の動静に係る内容を詳細に公文書として記録することはなく、当該の発言後に知事が原稿を全て見たか否かについて記録はない。したがって、当該公文書は作成も取得もしておらず、保有していない。 ＜③について＞ 発言した内容はすでに公になっている事実であり、その他の不明確な情報や知事の見解等については、情報収集が十分でないことを理由に述べることはできない旨発言している。 また知事は開かれた県政を進めるため、報道各社による報道を通して、県が持つ情報を県民に知らせる責務があることから、知事記者会見において当該事案に係る言及を行ったものである。請求人は「一個人の名誉に関わる重大な発言を行うことの根拠に関する文書」としているが、すでに報道等で公になっている、県が当時把握していた事実等に基づいて発言をしたのみであり、当該発言の根拠となる特段の公文書を作成も取得もしておらず、保有していない。
16	2 0 2 3／3／1 の記者会見で知事は 2 0 2 3／2／2 4 の毎日新聞報道の前より、「確か報道のあった何日か前か、秘書課の方からこんな話がある。」3／1 の記者会見で発言しているが、その内容について、詳細の情報の開示を要求する。それは、当然乍、難民貴族ではなく学費トラブルの問題であったと想定されるが、2 0 2 3／2／2 4 の部長発言「昨年 1 2 月の時点ではさしたる問題はなかった／知事側聞」との矛盾、及び、話の相手が毎日新聞〇〇記者であったか否かについて係る業務情報の公開を要求する。		＜秘書課職員からの話について＞ 本事件の問題性を判断した知事／市長／ウクライナ大使／ウクライナ弁護士及び支援弁護士は、〇〇一切の確認もなく、誤った偏向報道を根拠に、本問題を批判している。一方、〇〇ウクライナ支援は 1 円の補助を受けずに全国有数の 4 0 名の支援を実行してきた訳であり、ウクライナシンドロームとも言える当時の異常な社会心理状態が強く認識される。 ＜矛盾について＞ 弁明内容からすると、学費トラブルを認識していたとするならば、前年 1 2 月から放置していた程に「さしたる問題」では無かったということであり、問題があるとするならば、前橋市の学校補助金への虚言（補助金 3 0 万の 1 0 万円への減額）にあり、既に授業料に不満を示し行方不明となった 2 9 %強の元学生との一部とでは、起こりようのないトラブルである。なお、7 0 %強の授業料への理解を示していた学生の心情は県の認識とは全く異なっている。 ＜話の相手の記者について＞ 本事件の一つの発端となった 2 月 2 4 日付け毎日新聞の記事について、全国版にて大きく報道され、結果的に、県の権力による一個人への人権侵害に繋がった訳であり、看過できないと考える。さらに認知は記録だけでなく、記憶もそこに含まれる対象であると理解する。	＜秘書課職員からの話について＞ 県政を進めるにあたり、当課職員からの報告は口頭で行われることもある。今回の報告については、文書の存在は確認できなかったため、口頭で行われたものと考えられる。したがって、当該報告にかかる公文書は作成も取得もしておらず、保有していない。 ＜矛盾について＞ 2 月 2 4 日の知事戦略部長の「昨年 1 2 月の時点ではさしたる問題はなかった」との発言については、令和 4 年 1 2 月の時点で、当該事案に限らず本県に非難をしている 5 1 名のウクライナの方全般にさしたる問題はなかった、という趣旨の発言である。また知事戦略部長は、その後の「前橋市へ避難したウクライナの方の学費トラブルについて」の質問で、2 月 2 4 日時点では県も当該事案について承知しているという趣旨の発言をしており、矛盾はないと考える。本件に関して公文書は作成も取得もしておらず、保有していない。 ＜話の相手の記者について＞ 県政を進めるにあたって必要な情報を記者との会話により直接取得することもあるが、その際に誰とどのような方法で、どのような情報を収集したかについては逐一記録していない。当該内容に関しても、その記録はなく、したがって当該公文書は作成も取得もしてはなく、保有していない。